平成２２年（フ）第８０８号
神戸市須磨区中落合１丁目１番406―205号、従前の住所神戸市中央区中山手通７丁目23番17号
債務者　古池紗和子（旧姓上野）
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８６６号
神戸市垂水区上高丸３丁目14番３―608号
債務者　寺本　裕子
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８９６号
神戸市垂水区下畑町字鷲ケ尾303番地の９県住２―308号
債務者　安見　順介
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８９７号
神戸市垂水区下畑町字鷲ケ尾303番地の９県住２―308号
債務者　安見　康代
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３４５号
青森県三戸郡階上町蒼前東１丁目９番地1874ファミールモリ201号
債務者　嶋脇　信雄
1　決定年月日時　平成22年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第１４２号
青森県八戸市南白山台１丁目５―36コネッソ202号室、住民票上の住所青森県八戸市大字尻内町字下根市25番地31
債務者　関口　理恵
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第１５８号
青森県八戸市岬台１丁目８番32号
債務者　坂本　香織
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第１８２号
青森県八戸市北白山台３丁目６番９号
債務者　荻沢　英正
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第１４４号
広島県福山市多治米町１丁目28番16号　井藤住宅４、旧住所広島県福山市鞆町鞆629番地
債務者　叭田　憲司
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第１８７号
広島県福山市南本庄２丁目４番７―303号、旧住所広島市佐伯区五日市町大字美鈴園14番地６
債務者　佐山　尚子
1　決定年月日時　平成22年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第１９８号
広島県福山市新市町大字戸手372番地３
債務者　後藤　元文
1　決定年月日時　平成22年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第２８８号
青森市浪館前田１丁目16番１号
債務者　大矢恵知子
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４２５号
静岡県湖西市吉美3879番地　パインクレストＢ―201
債務者　清水　満喜
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで　静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第１８０１号
名古屋市名東区高間町163番地
債務者　山科　由香
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１９２１号
名古屋市港区知多３丁目401番地　南陽壱番館701号
債務者　西川　裕子
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１９６０号
愛知県愛西市森川町川平90番地８
債務者　向江　和義
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１９７４号
名古屋市守山区西新４番20号　ＳＫＹ155　303号
債務者　松川　幸恵
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで　名古屋地方裁判所民事第２部